

さがみはら都市農業振興ビジョン

1 策定の目的

農業従事者の高齢化、担い手の不足や、有害鳥獣による農産物被害に伴う農業者の営農意欲の減退などにより、経営耕地面積が縮小し、農地の荒廃化が進むなど、本市の農業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

一方、本市は72万市民の大消費地であり、農業従事者は、農産物直売所や大型小売店舗など、様々な販路を確保することができるなどの優位性を生かして、「攻めの都市農業」や更なる地産地消を展開していくことも十分に期待されます。

また、圏央道(さがみ縦貫道路)の開通に伴い市内2箇所にインターチェンジが設置され、今後は津久井地域にリニア中央新幹線の関連施設が建設されることなどから、更に都市化の進展が見込まれ、貴重な農地が減少する懸念があるため、都市的土地利用との調和により、確保すべき農地に対して有効な保全策を図る必要があります。

食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)の改正に伴い、国により令和7年4月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。そこでは、国内の農業生産の増大など、食料の安定供給を掲げており、各自治体においても実効性のある取組が求められています。

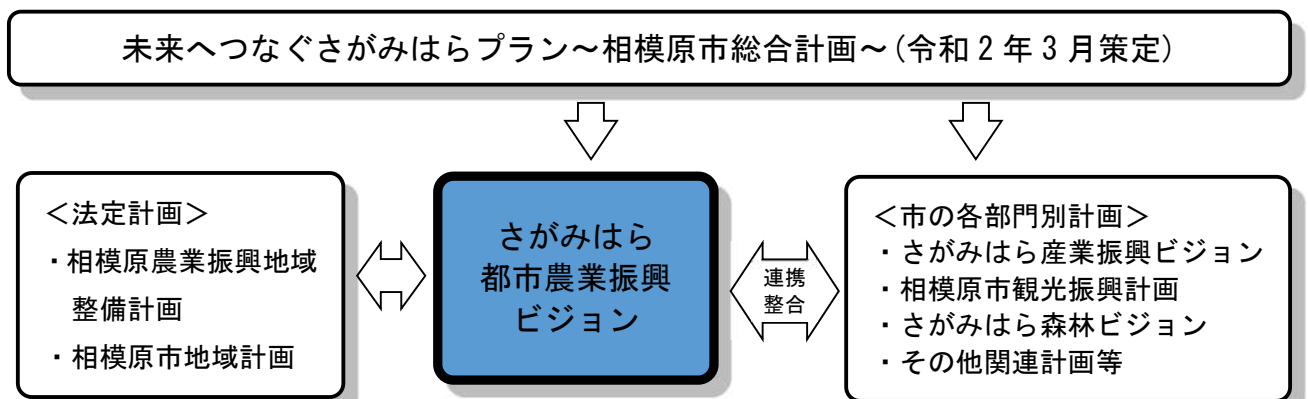
このような状況において、本市では、都市部と中山間地域のそれぞれの特性を十分に生かした施策を展開するため、持続可能な都市農業の創造と魅力ある新たな農業の振興に向け、前計画の「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」の基本理念や基本方針を継承した「さがみはら都市農業振興ビジョン」(以下「本ビジョン」という。)を策定しました。

2 ビジョンの位置付け

本ビジョンは都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)第10条に基づき、都市農業の振興に関する地方計画に位置付けます。

ア 本市各計画との関連

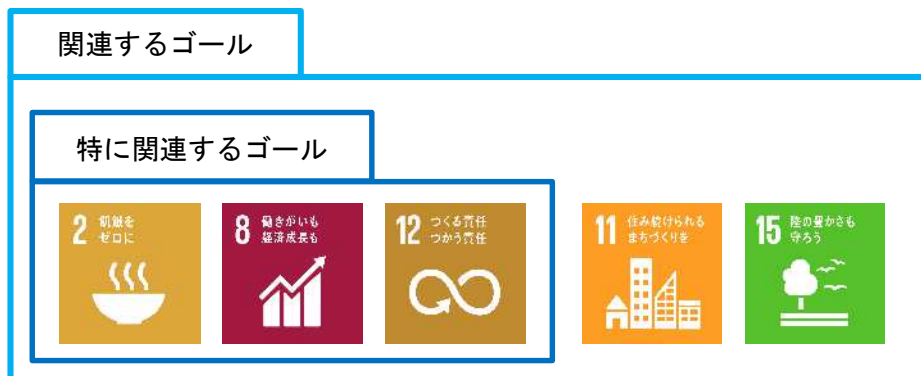
相模原市総合計画を上位計画として、法定計画である「相模原農業振興地域整備計画」や、「相模原市地域計画」、本市の部門別計画である「さがみはら産業振興ビジョン」、「相模原市観光振興計画」、その他関連計画等との連携・整合を図ります。



イ 持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

本ビジョンの取組の推進は、食料生産、農業経営を支援することで、SDGsの達成に寄与するものです。



3 計画期間

本ビジョンの計画期間は、令和8(2026)年度及び令和9(2027)年度とします。

4 本市農業の現状と課題

本市農業における担い手や農地などに関する現状と課題については、主に次のものが挙げられます。

現状と課題	内 容
農家戸数や農業経営体数の減少等	農家戸数：2, 456戸→2, 033戸(令和2年) 農業経営体数：平成27年比で約2割減 農産物販売金額が100万円未満である農業経営体：約7割
農業従事者の高齢化や担い手の不足	基幹的農業従事者の高齢化(令和2年) 40歳代以下の割合：1割程度 70歳以上：5割以上
経営耕地面積の減少	昭和50年比で8割弱の減 2, 926ha→593ha(令和2年)

5 基本理念

本市の農業の現状や課題を踏まえ、これからの都市農業のあるべき姿について、次のような基本理念に基づいて、ビジョンを推進していきます。

○農業の持続的な発展

「攻めの都市農業」を担う生産者の育成・確保を図るとともに、農地利用の集約化や農業の6次産業化に向けた支援など、それぞれの農業者が自らの判断で創意工夫あふれる経営ができる環境整備を進めます。

○みんなで支える農業

市民が新鮮で安全・安心な地場農産物を消費することや農業とふれあう機会を増やすことによって、農業に対する理解を深めるための取組を推進します。

○2つの地域特性の活用による農業振興

本市には都市部と中山間地域の2つの地域があり、それぞれの特性を十分に生かした農業振興を図ることにより、農業の持つ多面的な機能を更に充実させ、市民の心豊かな暮らしの実現を図ります。

○農地の保全

農地は農業の最も基礎的な生産基盤です。地域の実情に配慮しつつ、農地の保全と活用を図ります。

6 基本方針及び施策体系

基本理念に基づき、持続可能な都市農業を振興するため、2つの基本方針を掲げています。

基本方針 I

優良な農地で多様な担い手が効率的かつ安定的な農業経営を行うための
「持続可能な力強い農業の確立」

基本方針 II

農業の多面的な機能を最大限に発揮することによる
「市民・地域に貢献できる農業の推進」

また、2つの基本方針に基づき、5つの基本施策と17の個別施策により、ビジョンの具体的な推進を図ります。あわせて、個別施策において優先的に進める取組を重点プロジェクトとして位置付けます。

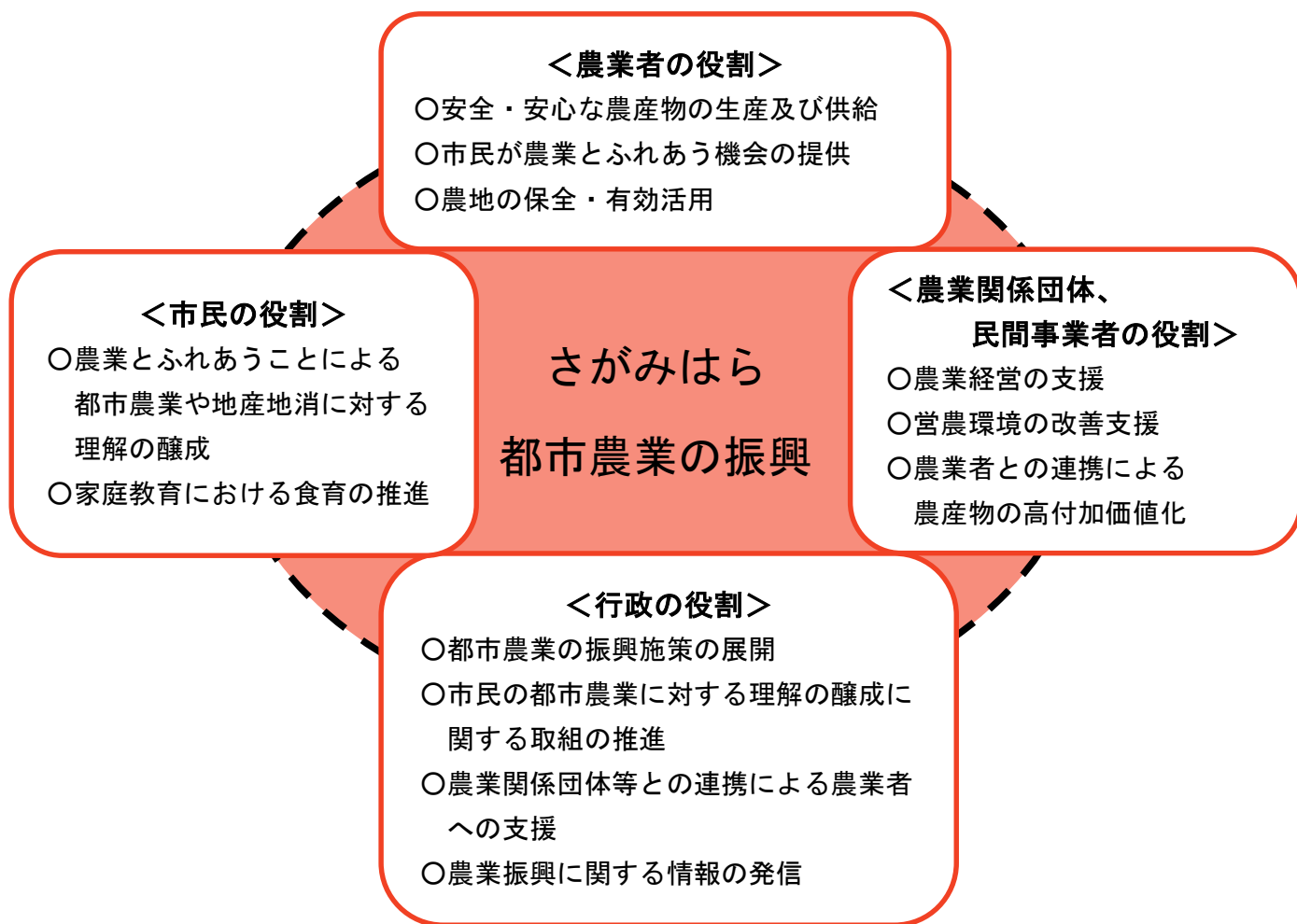
基本 施策	個別施策	施策効果の方向性		重点
		基本方針 I	基本方針 II	
基本施策 1	多様な担い手の育成・確保			
	個別施策(1) 農業経営規模の拡大に対する支援	○		○
	個別施策(2) 新たな中心的経営体の育成	○		○
基本施策 2	農地の保全・有効活用			
	個別施策(1) 地域の中心的経営体等への農地の 利用集積・集約化	○		○
	個別施策(2) 農業生産基盤整備	○		○
	個別施策(3) 耕作放棄地対策	○		○
	個別施策(4) 有害鳥獣被害対策	○		○
	個別施策(5) 市域における農地の保全	○		
基本施策 3	成長産業としての農業の確立			
	個別施策(1) 多様な農産物の生産振興	○		
	個別施策(2) 農業の6次産業化の促進	○		○
	個別施策(3) ICTを活用したスマート農業の促進	○		
基本施策 4	地産地消の推進			
	個別施策(1) 食農教育の推進	○	○	○
	個別施策(2) 地場農産物のブランド化の促進	○		○
	個別施策(3) 直売所等の活用による販路拡大の支援	○	○	○
基本施策 5	農とのふれあいの推進と農業の多面的機能の活用			
	個別施策(1) 市民農園・体験型農園の開設促進		○	
	個別施策(2) 農業体験、農に関するイベントへの支援		○	○
	個別施策(3) 農業と福祉の連携に向けた支援	○	○	○
	個別施策(4) 農業の多面的機能の活用	○	○	○

※重点欄に○のある個別施策は重点的な取組を含む施策です。

7 推進体制

ビジョンの推進に当たっては、農業者、市民、農業関係団体及び民間事業者並びに行政が、それぞれの役割を果たす中で、農業全般に関して情報共有する機会を設けるなど密接に連携しながら、都市農業の振興を図っていきます。

また、本ビジョンに基づき実施する各事業については、相模原市総合計画の進行管理と併せ、「PDCAサイクル」の考え方を活用し、推進していきます。



さがみはら都市農業振興ビジョン概要版

令和8年3月発行

発行者：相模原市

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-754-1111(代表)

編集者：相模原市環境経済局経済部農政課